

入会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人劇場演出空間技術協会（以下「本会」という）定款第2章の規定に基づき、本会の会員の資格、入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員種別)

第2条 定款第6条に定めるように、本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2. 正会員は、本会の目的に賛同して入会した法人、団体及び個人とする。

3. 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した法人、団体及び個人とする。

(正会員)

第3条 正会員には、それぞれ次に掲げる入会資格に基づき3分類を設ける。

(1) 正会員A：本会の目的に賛同し、劇場演出空間関連事業に従事する法人及び団体

(2) 正会員B：本会の目的に賛同し、劇場演出空間関連事業の設計、コンサルタント業務、輸入代理店及びサービス業務に従事する法人及び団体

(3) 正会員C：本会の目的に賛同し、次の各号に該当する者

① 芸術家、学識経験者、劇場技術者

② 劇場演出空間関連事業の設計及びコンサルタント業、サービス業、個人経営者

(賛助会員)

第4条 賛助会員には、それぞれ次に掲げる入会資格に基づき3分類を設ける。

(1) 賛助会員A：本会の目的に賛同し、協力する法人及び団体

(2) 賛助会員B：本会の目的に賛同し、協力する個人

(3) 賛助特別会員：本会の目的に賛同し、協力する公共の劇場演出空間施設・運営団体並びに民間の劇場演出空間施設、及び自治体、学校法人等公的機関

(入会)

第5条 本会の会員になろうとする者は、定款第7条の規定により、理事会において定める入会申込書を会長宛に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会は、第3条、第4条に定める基準により、理事会においてその可否を審査、決定する。

3 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する一人の者（以下「会員代表者」という）を定め、会長に届け出なければならない。

(入会審査)

第6条 入会審査は、入会申込書受領後の最初の理事会において行う。

- 2 法人又は団体は、会員代表者を定め届出のこととする。
- 3 決定後、これを申込者に通知する。

(入会金及び会費)

第7条 定款第8条の定めにより正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、別に定める「会費規程」に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、「会費規程」において別に定めるところにより、入会金及び賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項の会費及び賛助会費についてはその2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。
- 4 入会金及び会費は、退会に際してもこれを返却しない。

(法人・団体会員代表者変更)

第8条 法人又は団体会員がその会員代表者を変更しようとする場合は、速やかに別に定める会員代表者変更届を会長に提出する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取り扱い)

第9条 入会者は、会員の種別毎に、本会の管理する会員名簿に登録する。

- 2 第5条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。
- 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会員の活動資格及び受益範囲)

第10条 会員の活動範囲及び受益範囲は、別表一1の通りとする。

(会員の資格喪失)

第11条 定款第9条の定めにより、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人及び団体が解散したとき
- (4) 1年間以上、会費等を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(6) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第12条 定款第10条の定めにより、会員は、理事会において定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 年度初の会費請求書を受領後及び総会終了後の退会は、該当年度の会費を納めなければならない。また、会費納入後の退会希望については年度末3月31日付の退会とする。会費未納のままの退会は、会費未納による会員資格喪失とみなす。

(除名)

第13条 定款第11条の定めにより、会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において社員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

(3) その他の正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 定款第12条の定めにより、会員が定款第9条、第10条、第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(退会事由及び手続き)

第15条 会員は、退会した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第9条の定めにより、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第16条 前条の規定により会員資格を喪失した者が、再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第5条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込みに対しては、第5条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成28年8月26日から改正実施する。

(別表一)

種 別		総 会 出 席	理事 就任	委員会 委員 就任	部会 部会長 就任	部会 副部長 就任	部会 委員 就任	研究会 委員 就任	機関誌 無料 配布	講演会・見学 会、セミナー、 フォーラム 参加	JATET 刊行物 を会員価格で 購入
正会員	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
賛助 会員	A	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
	B	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
	特 別	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
非会員		×	×	×	×	○	○	×	×	×	

1. 常設の委員会には、事業執行連絡委員会がある。
2. 部会には、教育研修、建築、機構、照明、音響、映像、広報の7部会がある。

(別表－２)

入会申込書に記載する主要事項

1 団体（法人）正会員及び賛助会員

(1) 入会に際しての誓約

(例文)「入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います。」

(2) 団体（法人）名、所在地、代表電話・Fax・メールアドレス

(3) 代表者氏名、役職

(4) 事務連絡者（氏名、所属部署、役職名、電話・Fax・メールアドレス）

(5) 会費請求書及び資料等の送付先

(6) 団体（法人）正会員及び賛助会員の場合の年会費額

2 個人正会員及び賛助会員

(1) 入会に際しての誓約

(例文)「入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います。」

(2) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・Fax・メールアドレス

(3) 勤務先名称、所属部署・役職名、住所、電話・Fax・メールアドレス

(4) 最終学歴、主要職歴

(5) 会費請求書及び資料等の送付先

(6) 個人情報公開についての同意・不同意の確認

－機関誌等での公表とその範囲（氏名、勤務先）

－勤務先からの問合せがあった場合（氏名、会員種別、入会日）

(7) 賛助会員の場合の年会費額